介護保険（予防）訪問看護サービス契約書

令和８年２月１日
済生会かながわ訪問看護ステーション

第１条（サービスの目的及び内容）

１　済生会かながわ訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

２　提供サービス内容の詳細は、重要事項説明書に定める内容に基づき、利用者の希望を確認した上で実施します。

第２条（契約期間）

この契約書の契約期間は、令和　　年　　月　　日より利用者の要介護（要支援）認定の有効期間満了日までとします。利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

第３条（訪問看護計画等）

１　事業者は、主治医からの指示書を基に、利用者の日常生活状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。なお、訪問看護計画書は、内容を説明の上交付します。

２　事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合、速やかに居宅介護支援事業者へ連絡調整等を行います。

第４条（サービス提供の記録等）

１　事業者は、サービスを提供した際、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等にサービス内容等の必要事項を記載します。

２　事業者は、一定期間ごとに目標達成状況等を記載した「訪問看護計画書」を作成し、説明のうえ提出します。

３　事業者は、「訪問看護記録書」等の記録をサービス終了後５年間は適正に保管し、利用者の求めに応じ閲覧、又はその写しを交付（実費負担）します。

４　事業者は、利用者又は家族の承諾を得た上で、保険者証、服薬情報、皮膚状態を把握する為、写真を撮らせていただく場合があります。

第５条（利用者負担金及びその滞納）

１　サービスに対する利用者負担金は、料金表のとおりです。利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定

後の金額を適用するものとします。

２　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を３ヶ月以上滞納した場合、事業者は１ヶ月以上の期間を定め、期間満了までに利用料を支払わない場合は契約を解除する旨の催告をすることができます。

３　前項の催告をした際、事業者は、ケアプランを作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、ケアプランの計画変更，介護保険外の公的サービス利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

４　事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第２項に定める期間が満了した場合、文書によりこの契約を解除することができます。

第６条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し１週間以上の予告期間の上、契約を解除することができます。

第７条（事業者の解除権）

事業者は、利用者または家族からの暴力・暴言・ハラスメント等の不信行為により契約継続が困難となった場合、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。その際、事業者はケアプランを作成した介護支援事業者又は地域包括支援センターにその旨を連絡します。

第８条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

一　第２条に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

二　第５条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされた場合

三　第６条に基づき、利用者から契約解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了した場合

四　第７条で定める条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされた場合

五　次の理由によりサービスが提供できなくなったとき

（一）利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院し３か月(目安)経過した場合

（二）利用者の都合等により３か月以上(目安)サービスの介入が無かった場合

（三）利用者が要介護認定を受けられなかった場合

（四）利用者が死亡した場合

第９条（損害賠償）

１　事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

２　事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合、その損害賠償を請求することができます。

３　事業者は、利用者宅へ訪問時、飼育中のペットに噛まれた等が起きた場合、治療費等を請求する場合があります。

第 10 条（秘密保持）

１　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

２　事業者は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合、前項の規定にかかわらず、居宅介護支援事業者との連絡調整など、その他必要な範囲内で、個人情報を用いることができるものとします。

第 11 条（苦情対応）

１　利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合、事業者，介護支援専門員，市町村又は国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情申し立てをすることができます。

２　事業者は、苦情対応窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第 12 条（契約外条項等）

１　この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

２　この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものです。利用者がそれ以外のサービスを希望する場合は別途契約するものとします。

上記のとおり、指定訪問看護サービスの契約を締結します。

令和　　年　　月　　日

(利用者)

利 用 者 氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族又は立会人名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者との続柄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(事業者)

住　　所　　横浜市神奈川区西神奈川１―１３―１０

事　業　者　　済生会かながわ訪問看護ステーション

訪問看護管理者　　吉岡　こず恵　　㊞